家畜衛生だより

令和８年度第１８号（豚） 令和８年８月発行



東部家畜防疫協議会
（公社）千葉県畜産協会
千葉県東部家畜保健衛生所
〒289-3182　匝瑳市今泉7142
電話　０４７９－８５－８９００
ＦＡＸ　０４７９－８５－５９３２

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及び留意事項が一部改正されました

令和8年5月19日、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（留意事項を含む）の一部が改正されました。

主な改正点

- **選択的殺処分の導入**

ワクチン接種地域（北海道を除く46都府県）においては、まん延防止のために必要な豚のみを殺処分する、選択的殺処分が導入されました。殺処分の範囲は、県と国が協議の上、決定します。

- **試験研究用の豚等についてワクチン接種対象から除外**

畜産の用に供される豚等から隔離されることが明らかな試験研究用の豚等について、農林水産省に報告の上、接種対象から除外することが可能となりました。

- **ワクチンの管理について（使用済みワクチン）**

知事認定獣医師と登録飼養衛生管理者が使用した豚熱ワクチンについては、家保へのワクチン瓶の返却は不要となりました。使用済みワクチン瓶は適切に処理を行ってください。ワクチンの厳格な管理の必要性は変わらないため、引き続き正確な接種報告をお願いします。**報告期限は、翌月５日までです。**

詳しくは、農林水産省HPをご覧ください
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/

千葉県東部家畜保健衛生所　TEL 0479－85－8900 FAX 0479－85－5932

※急性悪性家畜伝染病（豚熱等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。
※夜間・休日は転送されますので、必ず５回以上コールしてください。